

平成 27 年 12 月 17 日

消費者機構日本と株式会社ケイツウとの間の裁判上の和解について

消費者契約法第 39 条第 1 項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記

1. 判決（確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。）又は裁判外の和解の概要

（1）事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者機構日本（以下「原告」という。）が、「スタディリフォーム」の名称にて家庭教師派遣等を業とする株式会社ケイツウ（以下「被告」という。）に対し、消費者との間で契約の締結をする際に定めている以下の①及び②の条項が、①については消費者契約法（以下「法」という。）第 10 条、②については法第 9 条第 2 号に規定する消費者契約の条項にそれぞれ該当するとして、①及び②の条項を含む意思表示を行わないこと、①及び②の条項が記載された契約書等を破棄すること等を求めた事案である（平成 27 年 9 月 17 日付けで横浜地方裁判所に対して訴訟を提起）。

- ① 指導内容を中学受験とする家庭教師の派遣契約（ただし、指導契約期間の終期が、受講生が小学 6 年次の 12 月から翌年 3 月までとされている場合に限る。）において、最終指導月の前月末日までに契約を更新しない旨の書面による通知がない限り、自動更新の扱いとする旨を規定する条項
- ② 会員は、入会諸経費や月謝の支払を支払期限から 2 週間以上遅延した場合、支払期限に遡り年利 14.6%を超える遅延損害金を被告に対して支払わなければならない旨を規定する条項

（2）結果

平成 27 年 11 月 19 日、原告と被告との間で、別紙のとおり裁判上の和解が成立した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者機構日本
理事長 和田 寿昭

3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社ケイツウ

代表取締役 下田 健太郎

4. 当該判決又は裁判外の和解に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置を採った旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第14条、第28条参照）。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9264

URL：<http://www.caa.go.jp/planning/index.html>

和解条項

- 第1項 原告と被告は、被告が、消費者との間で家庭教師の派遣契約を締結するに際し、別紙契約条項目録1ないし3の各条項につき、その使用を停止したことを相互に確認する。
- 第2項 被告は、今後下記内容の意思表示を行わない。
- (1) 指導内容を中学受験とする家庭教師の派遣契約（但し、指導契約期間の終期が、受講生が小学6年次の12月から翌年3月とされている場合に限る）において、自動更新の扱いとするとの意思表示
 - (2) 会員は、入会諸経費や月謝の支払いを支払期限より2週間以上遅延した場合、支払期限に遡り年利14.6%を超える遅延損害金を被告に対して支払わなければならないとの意思表示
- 第3項 原告と被告は、被告が、別紙契約条項目録1ないし3の各条項が記載された契約書及び約款の各用紙を破棄し、改定したことを相互に確認する。
- 第4項 被告は、従業員らに対し、別紙契約条項目録1ないし3の各条項の使用停止もしくは是正について告知する。
- 第5項 被告は、原告に対し、原告から、被告の行う契約について、問い合わせ又は協議の申入れがあった場合には、真摯に対応することを約束する。
- 第6項 被告は、今後、消費者から苦情や相談があった場合には、その解決に向けて真摯に協議に応じ、解決に努力することを確約する。
- 第7項 原告は、その余の請求を放棄する。
- 第8項 原告と被告は、原告と被告の間には、本件に関し、本和解条項に定めるものの他何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 第9項 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

別紙

契約条項目録

1. 契約約款「3. 契約の更新」

契約の更新を希望しない会員（退会を希望する会員）は、最終指導月の前月末日までに書面にてその旨をスタディリフォームに通知するものとします。

書面の通知無く指導を中断している期間は、休会扱いとなり契約は自動更新されます。

2. 契約約款「9. 休会・退会」

③契約期間が定められている場合でも、会員から退会の連絡が無い場合、スタディリフォームは契約を自動更新することができます。

3. 契約約款「15. 支払遅延損害金」

会員は、入会諸経費や月謝の支払いを支払期限より2週間以上遅延した場合、支払期限に遡り1日のつき0.05%の遅延損害金をスタディリフォームに対して支払うものとします。

以上